

令和6年度青森市指定管理者選定評価委員会 会議概要
（「指定管理者制度導入の適否」に係る審査）

1 開催日時 令和6年7月4日（木） 15:30～16:10

2 開催場所 青森市役所 本庁舎2階 大会議室

3 対象施設 青森市文化観光交流施設（ワ・ラッセ）

4 出席者

(1) 選定評価委員 委員長 太田直樹（企画部次長）
副委員長 工藤拓実（総務部次長）
外部委員 沼田郷（青森大学教授）
外部委員 桃野敬（東北税理士会青森支部税理士）
委員 白戸高史（福祉部次長）
委員 中村敦（農林水産部次長）
委員 石村淳（浪岡振興部次長）

(2) 施設所管課（観光課）

課長 沢木正明
主幹 岩間憲仁
主査 松本洋平

(3) 制度所管課（行政資産経営課）

課長 岩淵寿哉
主幹 福田幸高
主査 櫻田博光

5 審査結果

委員から指摘があった箇所について募集要項等を修正したうえで、指定管理者の募集を開始することについて、全委員意義なく、全会一致で了承された。

なお、指摘事項及びその他の軽微な修正等については、事務局に一任することで了承された。

6 主な質疑内容

委員：現状において、外国語対応ができる職員は配置されているのか。

施設所管課：英語で対応できるスタッフは3名いる。英語以外の言語については、スマートフォンの音声翻訳アプリ「ボイストラ」やQRコード読み取りの自動翻訳機能を活用し対応しているところ。

委員：利用料金について、これまで指定管理者から値上げの要望はないか。

施設所管課：今のところ、指定管理者から値上げの協議はいただいていない。

委員：利用料金を値上げしたい場合には、指定管理者が条例に規定されている利用料金基準額に0.5から1.3の範囲内で乗じた額において市に申請し、市長の承認を得て行うという理解でよいか。

施設所管課：お見込のとおりである。流れとしては、指定管理者から利用料金値上げの協議があつて、観光課内で分析をし、財政課と協議の上決めていくこととなる。

委員：他の自治体の観光施設でも外国人料金の設定をしているが、対応は考えているか。

施設所管課：今のところ外国人観光客向けの利用料金設定に関する議論は行っていない。担当の財政課では、当該内容について検討を行うと伺っている。

委員：5年間は現状の利用料金で運営していくこととなるのか。

施設所管課：制度変更等なければ、現状の利用料金で運営していくこととなる。

委員：利用料金について、募集要項に過去実績額がなく、示さなくて良いのか。

制度所管課：過去に参考として記載していた施設もあり、必須ではないが、隠す内容ではないため記載しても良いと考える。

施設所管課：ちなみに利用料金収入は、令和4年度及び5年度の実績平均で算出している。

委員：人件費が、5年間の中で単価が高騰していくものと想定され、それに伴う経費増分を責任分担表の中で読み込む場合、「施設の管理・運営に影響を及ぼす関係法令等の変更に関する事」に当たるとの認識でよいか。

施設所管課：お見込のとおりである。最低賃金法に基づく最低賃金の改定が行われた場合、責任分担表の「施設の管理・運営に影響を及ぼす関係法令等の変更」に

関すること」に基づき、協議することになるものと考えている。

委員：ねぶた祭り体験事業のハネト体験ショーについては、仕様書において、運行団体へ囃子の生演奏を依頼する回数（月毎、年毎の依頼回数）を記載することができれば、初見でも業務の内容が親切で分かりやすいと考える。

施設所管課：検討し、工夫する。

委員：集客対策事業の修学・教育旅行誘致事業について、コロナ禍後の回復状況はどのようなものか。

施設所管課：回復状況について、現在数値データは持っていないが、北海道からの修学旅行生が最も多く、来館団体数はコロナ禍前の状況に回復している。

委員：修学・教育旅行誘致事業の計上予算は、どのような取組に使用されているのか。

施設所管課：青森県観光国際交流機構や行政と連携を図り、ダイレクトメールでの情報提供を行っているほか、札幌地区、函館地区、首都圏へのキャラバン実施経費に使用している。